

認知症施策の推進に係る条例の考え方について

項目	第2回WG会議	考え方	委員意見要旨（推進会議①、WG①②）
①前文	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 背景・経緯」及び「2 条例制定の趣旨」などから作成 ・認知症は誰もが関わる可能性のある病気であり、2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症となることを見込まれており、県民一人一人が役割を認識し取組を進めていく必要がある。 ・本県では認知症に理解の深いまちづくりを進めるため「あいちオレンジタウン構想」を策定し、地域づくりと研究開発の両面から取組を推進してきた。 ・認知症の人にやさしい地域づくりは、認知症の人だけでなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現につながる。 ・県民が一体となって認知症の人にやさしい地域づくりを推進するため条例を制定 	<p>(修正)</p> <p>→・高齢化が急速に進展しており、認知症は、高齢者に多く見られる病気として、認知症の人本人の日常生活に様々な支障をきたすことはもとより、認知症の人を介護する家族にも大きな負担が生じ、介護離職に至ることがあるなど、社会に及ぼす影響も大きく、認知症に関する施策の推進は全国的に喫緊の課題</p> <p>(追記)</p> <p>・本県には認知症に関する施策の推進のための基盤となり得る、国立長寿医療研究センターを始めとした認知症に関する専門機関や、活力ある企業、健康づくりに関する多くの人材が備わっている。</p> <p>(修正)</p> <p>→・認知症に理解の深いまちづくりの推進に当たっては、認知症の人及びその家族が発信する認知症について感じていることを、認知症に関する県民の理解の促進や他の認知症の人及びその家族に対する支援活動に役立てていくことも重要である。こうした取組を推し進めていくことは、認知症の人だけでなく全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現にも寄与</p> <p>(追記)</p> <p>・この地域においては、南海トラフ地震など大規模災害が予想されていることから、そのような災害時に、自ら避難することが困難な認知症の人への対応も重要な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策を推進することが、すべての県民にとってやさしいまちにつながる。 ・愛知県は、南海トラフなど災害の対応が課題。 ・「認知症に理解の深いまちづくり」とあり、「まちづくり」を使っている一方で「地域づくり」を使っている箇所もあるので整理を。
②目的	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村、県民、事業者等が一体となって、認知症の人が尊厳を保ちながら認知症の人とその家族が幸せに暮らし続けるための施策を推進 ・認知症に理解の深いまちづくりに「じぶんごと」として取り組む社会の実現に寄与 	<p>(修正)</p> <p>→・全ての県民が認知症について「じぶんごと」として取り組み、もって認知症の人が尊厳を保持し、認知症の人及びその家族が安心して暮らせる社会の実現に寄与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人だけでなく家族の視点も必要
③定義	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症」 ・「関係機関等」は、主に「⑨関係機関等の役割」の項目において対象とする機関を規定 認知症の人に関わる医療機関、介護施設、研究機関等 認知症の人に関わる医療及び介護等に携わる者 	<p>(修正)</p> <p>→・「関係機関」は「医療機関、介護サービス事業者、研究機関その他の認知症の人に業務上関係のある機関」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関は認知症の人が関わる全ての機関とすべき
④基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人の意思が尊重され、地域社会を構成する一員として、認知症の人とその家族が自分らしく暮らし続けることができるよう取り組む ・認知症は身近な病気であることを認識し、認知症の予防及び認知症とともによりよく生きていくための環境整備に「じぶんごと」として取り組む ・県、市町村、県民、事業者等が各々の役割を果たすとともに、相互に連携し社会全体で取り組む 	<p>(修正)</p> <p>→・「認知症の人及びその家族が、その意思が尊重され」</p> <p>(修正)</p> <p>→・「認知症の予防」は「⑦県民の役割」の項目で表現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予防の観点を取り入れるべき ・認知症の人だけでなく家族の視点も必要 ・認知症の人の社会参加を進める内容とすべき ・認知症になっても頑張れる「あいち」になるように

⑤県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり施策を実施することを規定 <ul style="list-style-type: none"> ・・基本理念にのっとり総合的な施策を策定し、実施する責務を有する ・市町村が実施する事業に対する県の関わりを規定 <ul style="list-style-type: none"> ・・市町村が実施する認知症施策を支援 		
⑥市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・県、関係機関等と連携した施策の推進を規定 <u>努力規定</u> ・・県及び関係機関等と連携し、認知症施策を実施 	<p>(修正)</p> <p>→・市町村は、認知症の人が、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、県、事業者及び関係機関と連携の上、認知症の人及びその家族に対して総合的な支援を実施 <u>努力規定</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の役割は重要であるので、具体的な内容を盛り込めるといい。
⑦県民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に理解の深いまちづくりへの関わり、県、市町村施策への協力を規定 <u>努力規定</u> ・・基本理念にのっとり認知症に対する理解を深め、発症予防に取り組むとともに県、市町村の施策に協力 	<p>(追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人及びその家族は、施策に協力するに当たって、認知症とともによりよく生きていくための環境づくりに向けた取組が促進されるよう、できる範囲で認知症に関して感じていることを自ら発信 <u>努力規定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人とその家族も県民なので、「県民の役割」の項目において、認知症の人とその家族もやれることはやるということがいい。 ・「認知症の人と家族へ期待」することが出せるといい。愛知県の認知症の人と家族の会は、全国の中でも活動が活発なので、愛知らしさにもなる。 ・認知症の人と家族の経験は社会資源であり重要。また、研究開発に当たって当事者の意見が反映されるといい。
⑧事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村施策への協力、認知症の人に配慮したサービスの提供、認知症の人が働きやすい環境整備について規定 ・さらに、認知症の人の家族介護者の就労継続・働きやすい環境の整備の記載を検討 <u>努力規定</u> 	<p>(追記等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村が実施する認知症に理解の深いまちづくりの推進に関する施策への協力 ・認知症に関する知識及び理解を深めるためその従業者に対し必要な教育などを実施するとともに、認知症の人に配慮したサービスを提供 ・認知症の人及びその家族が働きやすい環境を整備し、雇用の継続に配慮 <u>努力規定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症の人の就労支援は重要 ・家族が働きやすい環境づくりの視点も必要 ・愛知県はものづくり企業が多く、事業者の関心も高い。家族も含めて働きやすい環境づくりは大事。
⑨関係機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・適時・適切な医療・介護の提供、研究開発の推進について規定 <u>努力規定</u> ・・関係機関等は、連携して認知症の容態に応じた適切な医療・介護を提供 <u>認知症に係る研究開発の推進及びその成果の普及に努める</u> 	<p>(修正)</p> <p>→・研究開発については、「⑭認知症研究の推進」で記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関間、医療と介護、介護機関間の連携が重要
⑩施策の総合的かつ計画的な推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・県が認知症施策を推進するための計画を策定することについて規定 (具体的な取組、目標は本規定に基づく計画において設定し進行管理を行う) ・・施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を定める 計画には施策の基本的な方針、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を記載 	<p>(追記)</p> <p>→・「施策の基本的な方針」などを定めるに当たっては、あらかじめ、認知症の人及びその家族の意見を聴くよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公明党の認知症施策推進基本法骨子案において「…、認知症の人及びその家族その他の関係者の意見を聴くよう努めなければならない」という文言が複数あるので、県の条例においても検討したほうがいい。

⑪ 県民の理解	<ul style="list-style-type: none"> 県が行う広報、啓発活動の取組方針について規定 市町村、関係団体、大学等の教育機関と連携した広報、啓発の実施 	<p>(修正)</p> <p>→ 市町村、教育機関、事業者、関係機関、関係団体と連携し、児童、生徒、学生、従業者等の認知症に関する学習活動の充実を図るための施策を講じるよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「じぶんごと」をどう伝えるか課題 すみずみまで理解を深めてもらうにはどうするか。 認知症の人が頑張っている情報があるといい。 認知症に関する普及啓発の面で、小中学校等の教育機関との連携は重要。
⑫ 見守り体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等が実施する地域活動、見守り体制の整備等の地域づくりに対する県の取組の方針を規定 市町村及び関係団体と協力して、認知症に係る地域活動の推進、並びに認知症の人の社会参加の促進及び安全の確保を図る <p>地域活動：市町村、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体などが実施する認知症カフェ、居場所づくり、健康づくりといった活動を想定</p>	<p>(修正)</p> <p>→ 「みだし」を「地域づくりの推進」から「見守り体制の整備等」に変更</p> <p>(追記等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人が住み慣れた地域において安心して生活することができるよう、市町村、関係機関及び関係団体と協力し、見守り等を行うための体制の整備、成年後見制度の利用の促進などの支援に努める。 認知症の人及びその家族の地域社会への参加が促進されるよう、市町村と協力し、関係機関又は関係団体が行う地域との交流を図るための活動に対する支援に努める。 災害その他非常の事態における認知症の人の安全の確保に資するため、市町村、関係機関及び関係団体と協力し、支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 県全体での認知症カフェの強化を期待 本人ミーティングの場が増えるといい。 認知症の人は、普通に外出をし、ジムに行ったりしたいと考えている。地域づくりの項目において、そのようなことが表現できるといい。 ひとり歩きの増加に対応できるよう警察と自治体の情報提供の仕組みづくり・連携が必要 避難時及び避難所での対応等災害時の情報共有が課題
⑬ 医療及び介護の提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の早期診断・早期対応が可能な医療従事者の育成及び確保 認知症の人の介護に関わる専門的な知識及び技能を有する人材の確保 認知症の医療に関わる連携体制の整備の推進 	<p>(追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症に係る専門的な医療を提供する医療機関の機能充実の支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症介護指導者の地域展開を進めることが重要 介護環境を良くしていくこと人材育成は重要 医療機関間の連携が重要
⑭ 認知症研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症予防等の研究における研究機関等の連携に対する県の取組の方針を規定 認知症の予防、診断、治療に係る研究の促進及びその成果の活用に資するため研究機関、関係大学等の連携を図る 	<p>(追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症研究の促進支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な研究を行っている長寿研が立地していることは愛知の強み。着実に進むよう長寿研の環境整備を打ち出せるといい。
⑮ 相談体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人とその家族に対する相談支援活動に対する県の取組の方針を規定 認知症の人の意思決定支援に配慮し、認知症の人とその家族その他の関係者に対する相談支援を推進 	<p>(修正)</p> <p>→ 市町村及び関係機関と協力し、認知症の人及びその家族に対する相談体制の整備に努める。</p> <p>(修正)</p> <p>→ 医療又は介護の提供に当たっては、認知症の人の意思決定の支援が適時かつ適切に行われるよう、市町村及び関係機関と協力し、支援に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援は重要 認知症の人だけではなく家族の視点も必要 認知症の人の意思決定支援は、認知症の初期から成年後見制度が必要な段階までであるので、「相談支援活動の促進」の項目に具体的に書き込めるといい。
⑯ 財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 施策を実施するための財政上の措置を規定 		